

令和5年度

事業計画書



日本赤十字社

Japanese Red Cross Society

三重県支部

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人 道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公 平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中 立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独 立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉 仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単 一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

日本赤十字三重県支部 令和5年度事業計画

目 次

■ 日本赤十字社 長期ビジョン	1
1. 国内災害救護	2
2. 国際活動	7
3. 医療事業・保健社会活動	9
4. 赤十字看護師の養成	14
5. 血液事業	15
6. 救急法等の講習	19
7. 青少年赤十字活動	21
8. 赤十字ボランティア（奉仕団）活動	26
9. 赤十字会員の増強と活動資金の募集	30
10. 赤十字の普及と広報活動の推進	34
11. 事業実施体制等の推進	38
12. 事業推進のための会議の開催	42
13. 令和5年度予算	
(1) 一般会計歳入歳出予算(日本赤十字社三重県支部)	43
(2) 医療施設特別会計歳入歳出予算(伊勢赤十字病院)	44

はじめに

赤十字運動の推進につきましては、平素から県民の皆様並びに地区・分区をはじめとする関係者の皆様の深いご理解と温かいご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この一年を振り返ると、依然として新型コロナウイルス感染拡大による影響を大きく受けた年となりました。このような困難な状況の中、支部・施設が工夫を凝らして、赤十字の活動を行っています。

昨年 10 月に三重県総合博物館で開催しました青少年赤十字 100 周年記念イベントでは、幸い、新型コロナウイルス感染症の第7波と第8波の間の時期にあつて、4,000 名を超える来場者があり、久しぶりの大盛況に、多くの皆さんの笑顔が見られました。

一方、三重県支部では、災害救護体制の充実・強化や血液事業の事業継続という喫緊の課題に対応するため、三重県支部社屋と三重県赤十字血液センターの移転整備について、津市あいつ台で進めています。血液センターは、この1月末に工事を着工しており、支部社屋についても着々と準備が進められています。令和6年夏には、三重県における赤十字活動の新しい拠点が生ずる予定です。今後は、この新しい拠点施設が県民の期待に応え、県民から愛され、親しまれる場所となるよう、利活用面からの検討をさらに進めていきます。

三重県支部の事業につきましては、災害救護体制の強化に取り組むとともに、救急法等の各種講習会をはじめ、赤十字ボランティア活動、青少年赤十字活動及び国際活動にも積極的に取り組んでまいります。

特に、過去の被災地において人々が実際に直面した体験談を参考に作成された防災教育プログラムに基づき、新たに「赤十字防災セミナー」の開催に取り組むこととし、地域住民の防災対応能力の強化に向けて努力してまいります。

これらの活動の財源は、皆さまからお寄せいただく活動資金により支えられております。これからも地区・分区、自治会、赤十字ボランティア等関係者の皆さまの協力を得て、赤十字運動の理念と活動の普及に努め、一人でも多くの方々からご支援をいただけますよう取組を進めていきます。

医療事業につきましては、伊勢赤十字病院が新築移転してから 11 年が経過しました。「地域医療を守る」という思いのもと、高度急性期・急性期医療の提供に取り組んでいます。

平時には、県南地域の中核病院として、がん医療、救急医療等の機能を強化し、地域医療の要として、地域のニーズに応じた医療活動を行います。また、赤十字の使命である災害医療においても、救護班の派遣や、発災により多発する傷病者への医療救護活動が迅速に行えるよう、関係機関との連携強化に努めます。新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、医療情勢は依然として厳しい状況にありますが、地域の基幹病院として存続し続けるために健全な病院運営を目指し、努力してまいります。

血液事業につきましては、広域事業運営体制に移行して 11 年目を迎えました。三重県赤十字血液センターは、東海北陸ブロック血液センターと連携し県内の医療機関に安心して安全な血液製剤を供給できるように、また定時配送や Web 受注の推進を行い 365 日 24 時間体制による安定的な供給に努めています。

献血者確保におきましては、新型コロナウイルス感染症への対応に取り組む中で、県・各市町・協力団体との連携に加え、複数回献血クラブ「ラブブラッド」のアプリ版のリリースにより、特に若年層の献血者への啓発を行い、順調に受け入れることができました。

今後も三重県内をはじめ、東海北陸ブロックにおける広域的な需給運営体制のもと、県・市町及び献血協力団体等と連携して、血液の安定供給を図るための取組に努めてまいります。

これからも「人道」を基本理念とし、各関係機関との連携強化を図り、創意と情熱を持って、職員一丸となり効果的な事業の展開に努めてまいりますので、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願いいたします。

日本赤十字社三重県支部 支部長 一見 勝之

日本赤十字社 長期ビジョン

目指す姿と長期戦略 ～創立 150 年に向けて～

目指す姿

国内外における人道支援活動の“要”となり、
わが国の地域医療・血液事業の中核を担う赤十字

長期戦略

－ 事業戦略 －

災害や紛争時における支援の充実とレジリエンスの強化
超少子高齢社会における地域の健康・安全な生活の追求
多様化が進む社会における人道の輪の拡大

－ 運動基盤強化戦略 －

会員の赤十字運動への参画促進
奉仕団等ボランティア主体の活動の拡充
国際赤十字との更なる協働

この長期ビジョンを道標として、私たち一人ひとりが自らの発想と意思を持って活動に取り組み、どのような状況にあっても「人間のいのちと健康、尊厳が守られる」世界を目指してまいります。

日本赤十字社三重県支部、伊勢赤十字病院、三重県赤十字血液センターは、今後も広く県民の皆さまに赤十字活動の周知を図るとともに、赤十字としての使命を果たすためにチャレンジを続けてまいります。

1. 国内災害救護 ～地震、台風、水害等 災害で苦しむ人々のために～

めざす姿

災害が頻発化・激甚化・広域化するなか、災害からいのちを守り、被災した人々の苦痛を軽減するため、災害対応能力の更なる強化が図られています。

また、資機材の整備や、救援物資の備蓄を行うなど、災害発生時に救護体制の充実・強化が図られています。

○ 現状と課題 ○

- 近い将来発生が危惧されている「南海トラフ地震」「首都直下地震」「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」等において、日赤には災害から命を守り、被災した人々の苦痛を軽減する役割があります。また、近年は豪雨による「大規模な水害」が全国に多発傾向にあり、様々な自然災害等に対して指定公共機関としての役割を迅速に果たすことができるよう備えておくことが重要です。そのため、日赤では、医療救護班等を常備し、災害医療に必要な知識・技術の向上や防災関係機関との連携強化など、医療救護班等の災害対応力の向上を図る必要があります。



(令和4年8月3日からの大雨災害：福井県)



(被災地で巡回診療を行う救護班：新潟県)

- 日赤には、災害時に効果的・効率的に関係機関との連携及び救護班の活動調整等を実施することを目的として、日赤災害医療コーディネートチームが登録されています。県内では、日赤災害医療コーディネートチームが3チーム編成され災害に備えています。頻発化・激甚化・広域化する災害に対応するため、日赤本社が主催する研修会へ要員を派遣し、災害医療コーディネート力の向上とコーディネートチームの増強を図る必要があります。



(山形県災害対本部会議に参加する日赤職員)



(秋田県災害対本部会議にオンラインで参加する日赤職員)

- 大規模災害の被災県支部には、災害の規模に応じて全国 91 の赤十字病院から 5 ～10 班程度の医療救護班が 2 泊 3 日の行程で切れ目なく派遣され、救護活動を行います。日本赤十字社では平成 30 年に「日本赤十字社支部災害対策本部等標準体制要項」を制定しました。被災県支部が設置する災害対策本部機能、業務及び体制が標準化され、全国のどこで災害が発生しても被災県支部では、混乱なく災害救護活動が実施できるようにすることが求められています。

一方、三重県支部が入居しているビルは建築後 50 年以上（昭和 42 年築）が経過し、施設の老朽化に加え、大規模災害時の拠点として必要な機能・広さが不足しています。

そこで、喫緊の課題として、三重県支部では災害救護活動の拠点となる新たな社屋の整備が必要となっています。

○ 取組内容 ○

1. 医療救護班等の編成状況

災害発生時に、直ちに被災地に派遣できる医療救護班を常備します。

また、医療救護班を効果的・効率的に関係機関と連携して活動調整等を行うため、日赤災害医療コーディネートチームを編成します。

（1）医療救護班

常備救護班を伊勢赤十字病院に 8 個班、三重県赤十字血液センターに 1 個班を編成し、訓練・研修を重ねて災害の発生に備えます。

	施 設	編成数	編成内訳
医療 救 護 班	伊勢赤十字病院	8 個班	医師 1 名 看護師長 1 名 看護師 2 名
	三重県赤十字血液センター	1 個班	主事 2 名
	CoT※1 日赤災害医療コーディネートチーム		伊勢赤十字病院に 3 チーム
	dERU※2（国内型緊急対応ユニット）		救護班 2 班と助産師・薬剤師を加えた 14 名で 1 チーム

DMAT※3（災害派遣医療チーム）	伊勢赤十字病院に 3 チーム
-------------------	----------------

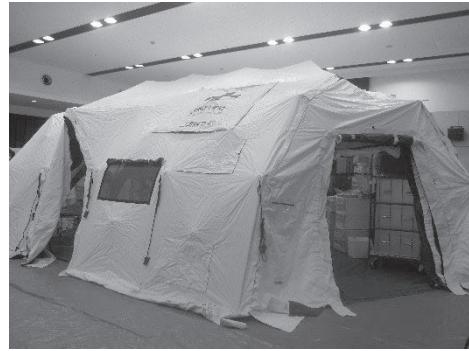
※1 CoT・・・災害時の関係機関との連携及び救護班の活動調整を実施することを目的に平成 25 年から各支部に設置。被災地の保健医療ニーズを把握し、救護班の活動等に関して、医療の専門的観点から災害対策本部などの調整を担う。

※2 dERU・・・（Domestic Emergency Response Unit の略）
仮設診療所設備とそれを運ぶトラックと訓練された救護員、そしてそれらを円滑に運用するためのシステムの総称。（全国に 17 ユニット）
（配備地：本社、北海道、岩手、宮城、東京、千葉、長野、静岡、愛知、三重、大阪、兵庫、和歌山、広島、香川、高知、福岡）

※3 DMAT・・・（Disaster Medical Assistance Team の略）
災害の急性期（概ね 48 時間以内）に活動できる機動性を持ち、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームのことで、広域搬送、病院支援、現場活動等を主な活動とします。



(dERU 用トラック)



(dERU: Domestic Emergency Response Unit)

2. 救護員の育成（研修・救護訓練）

災害時に医療救護活動が迅速かつ円滑に行えるように、訓練や研修を実施します。

（1）研修会の実施、参加

- ①全国赤十字救護研修会
- ②日赤災害医療コーディネート研修会
- ③原子力災害対応基礎研修会
- ④こころのケア指導者養成研修会
- ⑤救護班要員登録者研修会
- ⑥救護班主事研修会
- ⑦救護班要員研修会
- ⑧赤十字救急法救急員養成研修会
- ⑨こころのケア研修会



(仮設救護所の設置訓練：伊勢市)

（2）訓練の実施・参加

- ①日本赤十字社第3ブロック支部合同災害救護訓練
- ②三重県総合防災訓練
- ③市町防災訓練
- ④公的防災関係機関主催の訓練
- ⑤三重県図上訓練
- ⑥伊勢赤十字病院大規模災害救護訓練



(日赤第3ブロック支部合同災害救護訓練：長野県)

3. 災害拠点の整備

(1) 支部の災害対策本部機能と役割・機能を備えた災害救護支援センターの整備

大規模災害で被災した時、全国から集結する救護班、災害医療コーディネートチームの活動拠点として、三重県支部の災害対策本部の機能と救護班要員の一時休憩、資機材の補充等の災害救護支援センター機能を有する社屋を令和6年夏を目標に整備を図ります。

また、平時には防災情報の発信や防災・減災教育の研修社屋として、防災関係機関と地域住民と共に協働できる社屋として活用することを目指します。

(2) 地区・分区との関係強化

平時の地域活動のほか、災害時の救護活動を円滑に進めるため、赤十字担当部署、防災担当部署との相互連携を深めるとともに、新たに整備する施設の活用の連携を図ります。

4. 救護資機材の整備

災害時における救護活動を強化するため、資機材の整備を計画的に進めます。

(1) 救援物資の備蓄と配分

毛布、緊急セット、安眠セットの救援物資の整備を計画的に進めます。



(毛布)



(緊急セット)



(安眠セット)

5. 防災教育の普及

過去の災害から学んだ知識や教育を、地域の防災・減災として広めていくため、奉仕団を含む地域住民、地区分区担当者や行政職員、企業・団体職員等を対象に、「赤十字防災セミナー」を開催し、ICTも活用した地域における防災対応の向上を図ります。

(1) 赤十字防災セミナーのカリキュラム

【災害への備え】



災害・防災についての考え方、災害別の想定される被害、平時の備え(自助・共助)を理解

【災害エスノグラフィー】



過去の災害での被災者インタビュー記録を通じて、被災の具体的なイメージを把握・理解

【災害図上訓練(DIG)】



地域内の防災上の資源や危険場所、要配慮者の所在地等を、地図を用いて把握

(2) 赤十字防災セミナー指導者の養成

「赤十字防災セミナー」の普及促進のため、「赤十字防災セミナー指導者養成研修会」に赤十字ボランティアや職員を派遣し、地域防災の担い手を養成します。

赤十字防災セミナーの目的や各カリキュラムの概要を、アニメーションを活用した8分間の動画で分かりやすく紹介しています。セミナーをきっかけに、「自助」と「共助」の力を高めるために必要な備えを、地域で考え、実行してみませんか。
※以下の二次元コードから紹介動画が視聴できます。



(YouTube動画)



6. 義援金の受付と配分

災害発生には、被災された方々への見舞金である災害義援金の受付を行います。

受け付けた義援金は、第3機関である義援金配分委員会から、都道府県、市町を通じて全額が被災者に配分されます。

7. 臨時救護看護師の派遣

地区区分が主催するイベントに臨時救護所を開設し、看護師を派遣して応急処置等の救護を行います。

2. 国際活動 ～世界で苦しむ人々のために

めざす姿

世界各地で発生する紛争被害者や災害被害者に対し、緊急救援から復興支援、開発協力支援まで、切れ目のない継続的な国際支援が、赤十字の一員として行われています。

○ 現状と課題 ○

- 世界各地において、自然災害の頻発化、激甚化や紛争による犠牲者、難民、避難民の増加が懸念されるなか、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、国際的な人道支援にも支障が懸念されています。そのため、資金援助だけでなく、人材の養成を図る必要があります。



(衛生物資や毛布を手にする子供：シリア)



(検査機器を使った診療方法を指導する日赤の医師：レバノン)

○ 取組内容 ○

1. 緊急援助・復興支援・開発協力への支援

赤十字の国際活動は、赤十字国際委員会及び国際赤十字・赤新月社連盟の調整のもと世界的なネットワークにより行われており、日本赤十字社もその一員として国際活動に参加し、途上国等に資金援助や人的支援を実施します。

(1) 資金援助

- ①アジア・大洋州給水・衛生支援事業
- ②レバノン・シリア難民等水衛生管理支援
- ③東アフリカ地域3か国地域保健強化事業
(ルワンダ・ブルンジ・ウガンダ共和国)
- ④NHK 海外たすけあいキャンペーン



(感染症予防のための足踏み式手洗いの設置：ルワンダ)

(2) 国際人道法の理解・促進

「国際人道法普及セミナー」に職員を派遣し、国際人道法に関する知識を習得させ、県民に国際人道法への理解を促進するため、積極的に啓発活動を行う人材の養成を図ります。

2. ウクライナ人道危機への対応

日本赤十字社は、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）と赤十字国際委員会（ICRC）を通じた資金援助の他、支援調整のための連絡調整員の派遣や倉庫管理・ロジスティクス要員の派遣等を実施しました。今後、増大し、複雑化することが予測されるニーズに対し、中長期的な視点での支援を拡大していく予定です。

日本赤十字社の強みである保健医療の分野を中心に、引き続き支援を実施していきます。



（現地の放射線技師に操作方法を指導する技師：ウクライナ）



（救護活動に当たるウクライナ赤十字社緊急対応チーム）

（１）日本赤十字社の人的貢献（2022 年 10 月 31 日現在）

- ①ウクライナ赤十字社との保健医療二国間支援の調査のため医師と本社職員からなるアセスメントチームをウクライナ・リヴィウに派遣
- ②日本赤十字社から寄贈した可搬型 X 線装置の操作指導のため放射線技師 1 名をウクライナ・ウジュホロドに派遣
- ③心理社会的支援事業を支援するところのケア要員として、日赤臨床心理士をポーランドに派遣
- ④ウクライナ赤十字社の仮設診療所の開設支援のため、薬剤師 1 名をウクライナ・ウジュホロドに派遣
- ⑤国際赤十字・赤新月社連盟の緊急救援ロジスティクス倉庫運営主任として職員 1 名をモルドバに派遣
- ⑥調整員として本社職員を国際赤十字の調整拠点（ウクライナ及びハンガリー）へ派遣

（２）日本赤十字社の今後の保健医療支援

- ①ウクライナ西部リヴィウのリハビリテーションセンターの増改築支援
- ②ウクライナ西部イヴァノフランキウスク州での巡回診療支援等を調整

3. 医療事業・保健社会活動

めざす姿

伊勢赤十字病院は、「人道」に基づき人々の生命と健康を守ることを目的とし、平時には質の高い医療サービスの提供を、災害時には医療救護活動に加え地域災害拠点病院としての活動を通して、その役割を果たしています。また、市町の実施する保健衛生活動への協力を行い、幅広く社会に貢献しています。

○ 現状と課題 ○

- 伊勢赤十字病院は、地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院、救命救急センター、地域周産期母子医療センター、地域災害拠点病院、がんゲノム医療連携病院等の指定を受けており、南勢地域の基幹病院として大きな役割を果たしています。また、精神科身体合併症病棟を設置し、精神症状を伴う急性期の身体疾患患者の診療も行っています。今後も地域に必要とされる病院として存続し続けるため、健全な病院運営を心掛けるとともに、病院機能の強化を更に推進する必要があります。
- 三重県が主催する地域医療構想調整会議においては、伊勢志摩地域における高度急性期病床数・急性期病床数が過剰であると報告されています。伊勢赤十字病院は、地域の医療連携・分担について関係機関と協議を行い、地域医療構想の推進に向けて取り組む必要があります。
- 労働集約型産業である医療においては、医療従事者への過度の負担が問題視されており、厚生労働省も「医療従事者の働き方改革」を推進しています。伊勢赤十字病院においても、令和6年4月から適用される医師の時間外労働の上限規制への対応をはじめとした「働き方改革」を推進し、職員が心身ともに快適に勤務できる職場環境づくりに取り組む必要があります。

○ 取組内容 ○

1. 健全な病院運営

地域の基幹病院として存続し続けるために、健全な病院運営を行います。また次の数値目標を掲げ、実現に向けて以下の取組を強化します。

項目	令和5年度数値目標	令和4年度(見込)	令和3年度(実績)
[入 院]			
新入院患者数	16,395 人	15,576 人	16,410 人
入院患者延数	209,856 人	207,156 人	195,543 人
平均在院日数	11.8 日	12.3 日	11.4 日
病床稼働率	87.0%	87.7%	82.2%
入院診療単価	82,000 円	80,710 円	83,514 円
[外 来]			
外来患者延数	242,000 人	247,776 人	240,630 人
外来診療単価	29,500 円	28,810 円	27,585 円
[収益的收入]			
病 院 収 益	25,213,288 千円	27,368,367 千円	26,626,858 千円
(再掲)医業収益	24,792,734 千円	24,292,725 千円	23,428,908 千円
(再掲)医業外収益	419,249 千円	2,608,677 千円	2,728,616 千円
(再掲)その他収益	1,305 千円	466,965 千円	469,334 千円

(1) 地域医療

少子高齢化等の社会情勢を背景に、平成29年3月三重県地域医療構想が策定され、伊勢赤十字病院には高度急性期・急性期の機能を担うことが期待されています。その役割を果たすべく、他の医療機関との機能分化、役割分担を行いながら連携を強化し、地域医療の更なる充実に努めます。

また、三重県が主催する地域医療構想調整会議においては、令和4年7月時点の伊勢志摩地域における高度急性期病床数・急性期病床数が、令和7年における各必要病床数に対して過剰であると報告されています。伊勢赤十字病院は、同構想に係る各医療機関及び三重県等と医療連携・分担について協議を行い、地域医療構想の推進に向けて取り組みます。

(2) がん医療

伊勢赤十字病院では、各診療科が連携を密にとり、外科治療・化学療法・放射線治療を組み合わせた集学的な診療を行っており、令和3年度から、『がんゲノム医療連携病院』の指定を受けています。また、令和4年度には、高精度放射線治療機器「Radixact®（ラディザクト）」を新たに導入しました。三重県内初となる「呼吸同期システム Synchrony®（シンクロニー）」も搭載しており、呼吸で移動する腫瘍の位置を、呼吸追尾カメラ・標的検出用X線装置にてリアルタ

イムに把握・追跡しながら照射を行うことができ、放射線照射範囲を最小限にし、より副作用の少ない安全な治療が可能となりました。

今後も県南地域に住むがん患者に対し、より良い治療が提供できる体制整備を行います。



(新たに導入した放射線治療装置「Radixact®」)

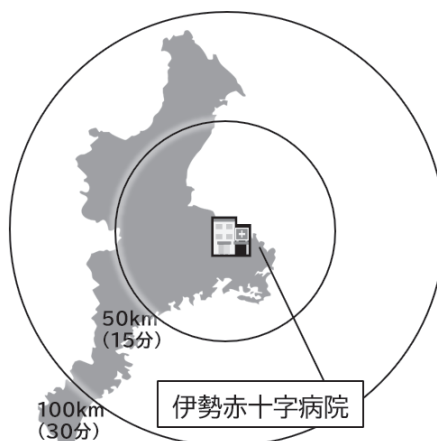
(3) 救急医療

県南で唯一の救命救急センターとして、診察室3室・処置ベッド8床・リカバリーベッド6床を備えた救急外来と、救命病棟(30床)を有しています。心疾患・脳疾患・周産期・小児疾患等の各分野において専門性の高い救急医療を24時間365日提供できる体制を構築しており、伊勢志摩区域はもとより県南部の救急医療における最後の砦として、その役割を果たします。

また、伊勢赤十字病院は三重大学医学部附属病院とともにドクターヘリ基地病院としての役割を担っています。救急医療に必要な医療器材を装備したドクターヘリに医師・看護師が同乗することで、救急現場での速やかな初期治療が可能であり、離島や山間部が多い三重県において、救命率の向上や後遺症の軽減などに貢献します。



(離陸するドクターヘリ)



(伊勢赤十字病院からの所要時間)

(4) 災害医療

地域災害拠点病院として、災害時の医療救護活動を迅速に展開できるよう、大規模災害や局地災害における多数傷病者の受入れ、病院機能維持等を目的とした訓練・研修を実施します。感染症流行下等においても、効果的な救護活動を可能とするため、関係機関との連携強化に向けて取り組みます。

また、常備救護班8班と災害医療派遣チーム（Disaster Medical Assistance Team）を3チーム編成し、災害発生時、迅速に救護活動を行える体制を整備します。その他、日本赤十字社の救護活動の柱の一つである「こころのケア」についても、災害発生早期から開始することにより、被災者及び支援者のストレスを軽減すると同時に、必要な場合には専門家チームにも確実につないでいくことで、ストレス障害の予防の手助けとなることが期待されます。伊勢赤十字病院では、「こころのケア研修」を開催し、職員が災害救護活動に必要な「こころのケア」についての基礎的な知識・技術を習得できるよう努めます。



(大規模災害訓練の様子)

(5) 精神疾患

身体症状を合併した精神疾患患者への一般医療と精神科医療の連携強化が大きな課題となっていることから、伊勢赤十字病院では、令和3年9月より三重県内初となるMPU（精神科身体合併症病棟：9床）を開設し、診療を行っています。また、多職種が協働して診療にあたり、患者の社会復帰に向けた支援に取り組んでいます。

一般病棟においても、精神科リエゾンチームが適宜介入できる体制を整えており、複雑な心理状態にある入院中の患者に対して専門性を活かしたチーム医療を行います。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大に対する取り組み

新型コロナウイルス感染症の蔓延に対し、伊勢赤十字病院は重点医療機関として、医療現場の最前線において感染対策を徹底しながら診療にあたってきました。今後も地域の方々が安心して生活できるよう、行政と連携しながら医療活動を展開します。

2. 労働環境の整備

これまでの日本の医療は、医師の長時間労働によって支えられており、危機的な状況にあると言われています。長時間労働を解消し、医師の健康を確保することは、医師本人はもとより、医療の質や安全を確保することにつながり、今後も良質かつ適切な医療を提供する体制を維持する上で喫緊の課題です。伊勢赤十字病院では、令和6年4月1日から適用される医師の時間外労働の上限規制に対応するため、「医師労働時間短縮計画」を策定するとともに、医療従事者の負担軽減をはかり、より働きやすい職場環境づくりに取り組みます。

また、三重県が平成27年に創設した「女性が働きやすい医療機関認証制度」についても、伊勢赤十字病院は平成28年度に初認証を受け、令和4年度に再認証を受けております。職員の能力を十分発揮できるよう働きやすい職場をつくることは、患者さんに質の高い医療を提供するためにも欠かすことはできません。今後も、更なる働きやすい環境づくりを進めていきます。



(「女性が働きやすい医療機関」認証書)

4. 赤十字看護師の養成 ～医療の担い手を育てるために～

めざす姿

災害救護活動や国際救援活動などに従事できる幅広い能力と、赤十字の理念である人道を具体的な活動として実践できる、豊かな人間性を備えた看護師が養成されています。

○ 現状と課題 ○

■ 超少子高齢社会において、地域の災害対応や保健、医療、福祉等の分野で重要な役割を担うことができる看護師は、社会からも大きな期待が寄せられる存在となっています。

三重県内における赤十字看護師の養成は、伊勢市の山田赤十字看護専門学校を中心に行われてきましたが平成 18 年に閉校した後、その役割は、平成 16 年に開学した愛知県豊田市の日本赤十字豊田看護大学に引き継がれています。

三重県支部では、県内高校生の同大学への進学を促進するため、赤十字特別推薦選抜制度として三重県支部長推薦枠を設けて赤十字看護師の養成を図ってきましたが、同大学への進学希望者の確保については、県内外の看護系大学や看護専門学校との競合もあり、厳しい状況におかれています。そのため、赤十字が目指す看護師像や同大学の魅力を積極的に PR し、資質の高い学生の確保に努める必要があります。



(日本赤十字豊田看護大学)



(先輩看護師による OJT)

○ 取組内容 ○

1. 赤十字看護師養成のための修学支援

日本赤十字社の保健・医療・福祉事業や災害等における救護活動を担える優秀な人材を、安定的に確保し、卒業後は伊勢赤十字病院で活躍できる赤十字看護師の確保に努めます。

(1) 修学支援

① 日本赤十字豊田看護大学赤十字特別推薦選抜

② 日本赤十字社三重県支部日本赤十字豊田看護大学奨学金制度

2. 特別推薦選抜入学での養成者数

令和 5 年 4 月時点の卒業生総数	令和 5 年度 養成者数			
50 名	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生
	0 名	5 名	1 名	3 名

5. 血液事業

めざす姿

三重県赤十字血液センターは、採血事業者及び製造販売業者として関係法令等を遵守し、国、地方公共団体及び医療関係者とともに、血液事業の安全性の向上や安定供給の確保に務め、血液製剤の適正使用を推進し、公正かつ透明な実施体制の確保に取り組み県民の健康増進に貢献しています。

○ 現状と課題 ○

■ 血液製剤の安定供給

血液製剤については、医療機関からの要請に応じ 365 日、24 時間供給できる体制を整え、日本赤十字社東海北陸ブロック血液センターと調整を図りながら供給しています。安心で安定的な供給を実現するため、医療機関のニーズや血液需要を的確に把握する必要があります。また、医療機関からの緊急配送の要請に迅速に対応するため、医療機関の協力のもと不規則な随時配送を減少させることで定時配送率の向上を図り、また Web による発注を推進し効率的な供給体制を整備していきます。

■ 更なる「新しい生活様式」への対応と若年層献血者の確保

コロナ禍であっても輸血医療はこれまでと変わらず必要であることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する取り組みとして、新しい生活様式に沿った献血者の確保を行っております。職員及び献血者に手指消毒やマスク着用など感染予防策を実施し、献血の受入れを実施しています。また従来から献血会場で「密集」、「密接」を避けるため予約献血を推奨していますが、それらをさらに推進するツールとして、複数回献血クラブ「ラブラッド」のアプリが開発され、アプリから予約・事前の問診回答が可能となり、より「密集」、「密接」を避けることが可能となりました。さらに献血可能年齢未満の年齢層であっても「ラブラッド」の会員登録が可能となることから、将来的な若年層献血者の確保に向けて動いています。

■ 事業継続のための災害対応力の向上

現在のセンターの立地では、災害時の事業継続が極めて困難となる事態が予想されていることから、令和 3 年度からセンターの移転に向けて準備を進めています。令和 5 年度においては、本格的に建物の建設工事を行い、令和 5 年度内での建物の竣工を目指します。

○ 取組内容 ○

1. 血液製剤の安定供給

医療機関からの血液製剤の供給依頼に対応するため、日本赤十字社東海北陸ブロック血液セン

ターと需給調整を行い、血液製剤を適切に保管・管理し安定供給に努めます。

(1) 令和5年度 輸血用血液製剤供給計画

区 分	令和5年度 計画	令和4年度 計画比	令和4年度 計画	令和4年度 見込み
赤血球製剤	60,300 単位	96.9%	62,200 単位	60,787 単位
血漿製剤	17,500 単位	83.3%	21,000 単位	16,964 単位
血小板製剤	97,000 単位	105.8%	91,700 単位	98,763 単位
計	174,800 単位	99.9%	174,900 単位	176,514 単位

(2) 効率的で安定的な供給体制の整備

- ・医療機関に対し定時出発による配送便の協力を依頼
- ・Web 発注システムの利用の推進
- ・主要医療機関での手術予定及び血液内科での輸血予定の把握
- ・三重県合同輸血療法委員会との連携



(献血運搬車)

2. 計画的な献血者の確保

県内で必要な血液は県内の献血で確保するという方針のもと、東海北陸ブロック内(7県)の需給計画に基づく採血計画を策定し、県内3か所(津、四日市、伊勢)の献血ルーム及び県内各企業や団体等に出張する献血バスによる献血の受入れを実施します。

若年層の献血については、少子化の進行により将来の献血可能人口の減少が予測されることから、国の献血推進計画等を踏まえ、若年層を対象とした推進活動を強化します。



(移動採血車)

(1) 令和5年度 採血計画

区 分		令和5年度 計画	令和4年度 計画比	令和4年度 計画	令和4年度 見込み
全血採血	200mL	1,090 人	726.7%	150 人	686 人
	400mL	35,860 人	100.0%	35,850 人	36,326 人
成分採血	血漿	14,760 人	85.8%	17,210 人	17,888 人
	血小板	9,900 人	120.3%	8,230 人	8,467 人
計		61,610 人	100.3%	61,440 人	63,367 人

(2) 若年層献血者の確保

- ・「ラブラッド」アプリを利用した情報発信
- ・高校生など若年者向け献血セミナーの実施
- ・学域献血の実施
- ・「キッズ献血」等のイベントによる
献血可能年齢以下層への献血啓発
- ・学生ボランティアの育成
- ・LINE@やTwitter など SNS を利用した広報活動の実施



(キッズ献血)

(3) 複数回献血のお願いと予約献血の推進

- ・献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への入会促進
- ・「ラブラッド」を利用した予約献血依頼の強化
- ・複数回献血キャンペーンの実施

(4) 行政及び協力団体との連携

- ・愛の血液助け合い運動等キャンペーンの実施
- ・県・市町・民間団体（ライオンズクラブ等）と連携した啓発活動の実施
- ・地元企業とタイアップした「ふるさと企業献血応援キャンペーン」の実施



(献血推進提携協力に関する協定締結式)



(地元企業とのタイアップ)

3. 新型コロナウイルス感染症に対する取り組み

新型コロナウイルス感染症は発生から3年以上経過した現時点でも、変異株の出現等により収束が見込まれない状況にあり、コロナ禍による企業活動の休止や縮小、各イベントの中止に伴い移動採血の会場確保が難しい状況にあるため、県を含めた行政機関や協力団体との連携を強化していきます。また、献血会場の安全性確保を中心に必要な対策を講じ、職員間や献血会場における「新しい生活様式」に則したウイルス感染の拡大防止に取り組むとともに、衛生管理等の徹底に引き続き努めます。

4. 事業継続のための災害対応力の向上

現在の血液センターの立地場所では巨大地震による損壊、津波、液状化の被害や豪雨災害による水害が回避できない可能性が高く、災害時の事業継続が極めて困難なことから、災害対応力の向上のため、施設移転は喫緊の課題でありました。

令和4年度において、建物の設計及び施工業者の選定が完了したことから、令和5年度中の竣工に向け、建物の建設を取り進めてまいります。



(完成予想図)

6. 救急法等の講習 ～とっさの手当ができる人を一人でも増やしていくために～

めざす姿

感染症対応を踏まえた上で、赤十字の使命である「人のいのちと健康、尊厳を守る」ために、救急法等の講習を通じて、広く地域住民に救命・健康・安全意識に関する知識・技術の普及が図られています。

○ 現状と課題 ○

- 救急法等の講習は、新型コロナウイルス感染症への対応のため、一定期間、講習等の開催を延期又は中止し、その後、受講者の安全を図りながら講習を再開しました。

感染症等の流行時においても集合型に限らず、各講習の受講者が安心して受講できる環境を整えるべく、ICTを活用した事業運営の試行・検証について積極的に取り組む必要があります。

- 資格取得を伴う救急員養成講習が、コロナ禍で実施できなかったため、講習受講者が救急法の技術を競う「救急法競技大会」も対象となる参加者が無く中止となりました。

救急法救急員養成講習等の資格取得講習を早期に実施し、救急員等の有資格者の増加を図る必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、全国的に地域包括ケア活動が縮小傾向になりました。行政や社会福祉協議会等と連携した地域づくりの仕組みの中での講習普及の推進を目指し、行政や社協、地域包括ケアを推進団体との連携を強化する必要があります。

○ 取組内容 ○

1. 講習の実施

受講者や指導員等の安全の確保と感染防止を徹底し、「救急法」等の各種講習会を実施します。

(1) 講習の普及計画

	救急法	健康生活支援	幼児安全法	水上安全法	計
一般普及講習	600 名	60 名	60 名	30 名	750 名
短期講習	9,000 名	2,000 名	2,000 名	1,500 名	14,500 名
計	9,600 名	2,060 名	2,060 名	1,530 名	15,250 名

(2) オンラインを活用した講習

各講習の受講者が、安心して受講できる環境を整えるため、e-ラーニング等、対面だけではなく、オンラインを活用した講習の取り組みを行います。

(3) 感染対策をした講習

①手作り講習人形を使用して、親子幼児安全法講習の開催

②感染対策を徹底し、訓練人形を専用で一人1体を使用した講習の開催



(感染対策を施した心肺蘇生の体験)



(距離を保ち、講習用人形一人一体：広島県)

(4) 指導員のスキルアップ研修

救急法等の各種講習指導員を対象に、日々進化する知識・技術を習得するため、講習指導員のスキルアップ研修会を開催します。

2. 自助・互助のしくみが根付いた地域づくりへの貢献

(1) 災害救護支援センターを活用した講習

社屋は、災害時には災害対応の拠点となるが、一方、平時には県民、市民にも開かれた社屋として活用することを目指します。

県民、企業、団体等が参加する赤十字講習会の普及を通じ、救急法、水上安全法等、人の命と健康を守るための技術、知識の伝達を行う研修機能を整備します。

(2) 地域包括ケア関係機関の訪問

三重県及び県下全市町地域包括ケア担当課、機関等を計画的に訪問し、各機関の活動状況を把握するとともに、地域づくりの仕組みの中で、「健康生活支援講習」の普及を図ります。

3. 救急法等指導員養成講習会の開催

救急法等講習会を受講する全ての人々の安全知識を高めるとともに、赤十字救急法等の普及を目的に令和6年度に救急法指導員養成が開催できるよう準備します。

7. 青少年赤十字活動 ～自ら「気づき、考え、実行する」人を育てるために～

めざす姿

児童・生徒が赤十字の精神に基づき、実践目標（「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」）を大切に活動した活動を学校教育の中で展開するとともに、人道教育の知見と意欲を備えた指導者の養成や資質の向上、さらに青少年赤十字メンバーのリーダー養成が図られています。

さらに、未来の担い手となる子供たちに学習指導要領にある「生きる力」を身につけさせ、近い将来発生が懸念される大規模災害に備えた防災教育が実施されています。

これらの活動が、赤十字奉仕団・賛助奉仕団・青年赤十字奉仕団（学生ボランティア）などの関係団体の協力・支援のもと、多角的に取り組まれています。

○ 現状と課題 ○

■ 青少年赤十字は、1922年（大正11年）滋賀県の守山尋常高等小学校（現在の守山市立守山小学校）から全国に広がり、社会に貢献できる子供たちを育成するために誕生し、2022年（令和4年）には、100周年を迎えました。三重県においても、1926年（大正15年）から青少年赤十字活動が展開され、令和4年度、ポスターコンクールの地域巡回展示や三重県総合博物館 MieMu を全館使用して「三重県青少年赤十字まつり」（一般参加者数 4,080 名）を開催し、広く県民の皆様への周知を図ってきました。

■ 近年の三重県における青少年赤十字加盟校の登録状況は、すべての校種を合わせると全体で 400 校・園前後で推移しています。青少年赤十字創設 100 周年事業としての取り組みの成果としてここ数年は、少しずつ増加傾向にあります。しかしながら、幼稚園の閉園・小中学校の合併統合など、学校・園数や児童・生徒数の減少という厳しい現実があり、今後は、それぞれの学校・園に合わせた助成金支給や地域高齢者への取り組み助成、活動内容の交流など、現状や取り組み内容に合わせた柔軟な推進を検討していかなければなりません。その上で、将来の支部社屋移転を契機とした幅広い活動を計画し、青少年赤十字活動の普及と青少年赤十字加盟登録の拡大を図る必要があります。

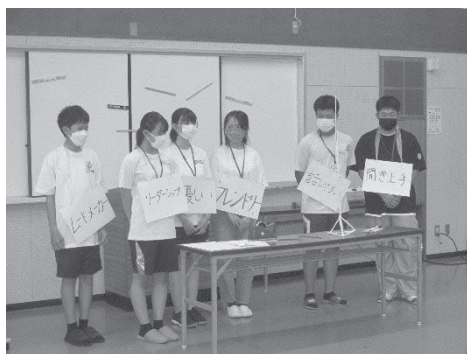
令和4年度青少年赤十字 加盟登録の状況	幼稚園 保育園 こども園	小学校	中学校 義務教育学校	高等学校 特別支援学校	計
登録校・園数（校・園）	72	236	88	10	406
メンバー数（人）	4,038	49,176	24,871	199	78,284
指導者数（人）	658	4,244	2,129	142	7,173

- 青少年赤十字の活動内容をより充実させていくためには、赤十字の人道教育の知見と意欲を備えた指導者の養成や資質の向上が求められています。そこで、研修会等を開催し、指導者の養成と資質の向上のための取り組みを強化する必要があります。
- マグニチュード8～9クラスの地震が30年以内に発生する確率が70～80%と発表されている南海トラフ地震など大規模災害から人々のいのちを守るために、教育現場と連携した防災教育の推進について、強化を図る必要があります。
- 教育現場や社会環境の変化さらには新型コロナウイルス感染症の影響により、青少年赤十字の指導者である教員の方々の多忙化が進んでいる状況にあります。そのため、青少年赤十字の精神を教育現場に取り入れることの意義について、教育機関や賛助奉仕団・赤十字奉仕団などの地域ボランティアと連携・協力を進め、各学校への啓発に努めなければなりません。
- 三重県支部では、施設の老朽化と災害時の拠点確保のために、社屋の整備が進んでいます。新たに整備された社屋を拠点とした防災プログラムや新社屋での青少年赤十字講座を検討する必要があります。

○ 取組内容 ○

1. 青少年赤十字活動の普及と青少年赤十字加盟登録の拡大

青少年赤十字活動は、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」を実践目標として、「気づき」「考え」「実行する」を態度目標に、青少年赤十字の普及と青少年赤十字加盟登録の拡大に努め取り組みます。



(中学トレセン)



(高校トレセン)

- (1) 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センターの開催
- (2) 青少年赤十字加盟校への活動助成と未加盟校への普及活動の推進
- (3) 青少年赤十字出前授業の実施
- (4) 三重県青少年赤十字新聞の発行
- (5) 青少年赤十字国際交流事業の開催
- (6) 青少年赤十字のつどいの開催

- (7) 中学生を対象とした国際交流会の開催
- (8) 手洗いチェッカー貸出事業の実施
- (9) 青少年赤十字活動資金（一円玉募金）の募集
- (10) 使用済み切手・中古本等の収集
- (11) 青少年赤十字活動報告会の開催
- (12) 学生ボランティアの結成に向けた大学訪問
- (13) 地域の高齢者を対象とした支援事業の推進



（出前授業：「手洗い実習」）



（出前授業：防災すごろく）

2. 青少年赤十字指導者の育成及び資質向上

青少年赤十字指導者の育成及び資質向上のために、研修会等を開催するとともに、指導者の確保に努めます。

- (1) 三重県青少年赤十字指導者養成研修会の開催
- (2) 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター指導者養成講習会への参加
- (3) 指導主事対象青少年赤十字研究会への参加
- (4) 青少年赤十字活動報告会の開催

3. 防災教育の強化

南海トラフ地震など大規模災害から人々のいのちを守るために、教育現場と連携した青少年赤十字出前授業を開催し、防災教育の強化に努めます。

(1) 青少年赤十字防災教育プログラムの実施

『ぼうさいまちがいさがし きけんはっけん!』、『まもるいのち ひろめるぼうさい』の出前授業や学校現場での取り組みなどの周知を図り、活用実績を増やします。



（出前授業：「ぼうさいまちがいさがし」）

(2) 非常食炊き出し実習と防災教育プログラムをタイアップした取り組みを進めます。



（出前授業：炊き出し実習）

4. 青少年赤十字活動と赤十字関係団体等との連携

(1) 研修会等へ参加しやすい体制の整備と活動報告会の実施

昨今の教育現場の状況を踏まえ、今後のトレセンの在り方など指導者・協議会等で検討します。

また、各校の加盟校における活動内容を共有できる報告会を、関係教育機関と連携しながら開催し、どの学校でも取り組める活動を共有することで、学校現場で取り入れることの有益性を伝え、取り組みの底上げを進めます。

(2) 賛助奉仕団・青年赤十字奉仕団との連携

賛助奉仕団に対し、青少年赤十字加盟登録校・園の現状や活動状況を共有し、青年赤十字活動への積極的な参加と支援体制を築き、加盟校の増加に繋がります。また、青年赤十字奉仕団と連携し、大学生ボランティアの結成に向けて学校訪問を実施します。

(3) 血液センターとの連携強化

若年層献血の推進と青少年赤十字活動の充実を図るため、血液センターとの連携強化を図ります。



(青少年赤十字創設 100 周年記念事業「三重県青少年赤十字まつり」)

5. 三重県支部社屋の移転整備を契機とした取り組み

今後の青少年赤十字活動における主な課題は、加盟校の増加と助成金の柔軟な活用、参加しやすい研修会の検討や地域奉仕団等との連携などがあげられます。

これらの課題に対しては、現状、出前授業の訪問先の環境に左右されたり、研修会場を確保したりと調整に苦慮することが多かったことから、新社屋を活用することで多くの部分が改善されることが考えられます。

したがって、三重県における青少年赤十字活動は、新社屋の移転整備を契機として、隣接する血液センターをはじめ、各奉仕団との連携を深めながら、より幅広い分野でより多くの人たちが集うことができる活動や研修プログラムの開催など、新社屋を拠点として取り組みの強化を図っていきます。他団体と連携した青少年赤十字活動の研修会、各学校からの社会見学等の受入れ、新しいスタイルでの防災プログラムなど、リニューアルした取り組みメニューを検討します。

6. 令和5年度主な会議・研修等計画について

区分	事業名	開催場所	予定時期	参加者
全国	青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター指導者養成講習会	国立オリンピック記念センター	5月	青少年赤十字指導者
	青少年赤十字全国指導者協議会総会・研修会	本社	6月	会長
	青少年赤十字国際交流事業（支部研修）	受入支部	10.11月	JRCメンバー
	青少年赤十字国際交流事業（国際交流集会）	本社他	10.11月	高校生・指導者
	指導主事対象青少年赤十字研究会	本社	1月	県・市教委
	青少年赤十字スタディー・センター	山中湖 東照館	3月 (4泊5日)	高校生
ブロック	青少年赤十字指導者協議会長及び支部担当者研究会	静岡県 (WEB開催)	6月	会長 支部担当者
支部	三重県青少年赤十字高等学校連絡協議会・顧問会議	県内	4・9・2月	高校生 指導者
	三重県青少年赤十字指導者協議会役員会	県内	5・2月	役員
	青少年赤十字活動報告会	県内	5月	指導者
	三重県青少年赤十字指導者養成研修会	県内	6月	指導者
	三重県青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター「小学校」「中学校」「高等学校」	県内	7・8月 (2泊3日)	小・中・高・指導者
	三重県青少年赤十字中学校連絡協議会	県内	12月	中学生・指導者
	青少年赤十字のつどい	県内	12月	高校生・指導者

8. 赤十字ボランティア(奉仕団)活動～心と心の通う地域社会を実現するために～

めざす姿

地域に根ざした赤十字ボランティア（奉仕団）が、継続できる体制を確立するとともに、主体的に赤十字事業に参画しています。また、それぞれのボランティアが世代や分野を超えて連携し、地域課題の解決に向けて活動しています。

さらに、ボランティア活動の場を広げるため、ボランティアの立場から中心的な指導者となる支部指導講師やボランティア指導者の育成や、ボランティア向け研修会を実施し、積極的なボランティア活動が行われています。

○ 現状と課題 ○

- 人口減少や社会経済の環境が変化する中で、地域コミュニティ（自治会、町内会等）の弱体化が懸念されています。また、赤十字ボランティア（奉仕団）活動においても、団員の高齢化や減少などの要因により、活動を休止している奉仕団や、今後、組織の弱体化が懸念される奉仕団もあります。そのため、奉仕団活動が継続できる体制を確立する必要があります。

三重県支部奉仕団組織状況 (令和4年11月1日現在)		団 員 数 (人)		
		男	女	計
地域奉仕団	11 市	141	1,437	1,578
	5 町	50	693	743
	小 計	191	2,130	2,321
青年奉仕団	三重青年赤十字奉仕団	5	19	24
	小 計	5	19	24
特殊奉仕団 (専門技術をもった ボランティア)	日赤三重県支部点訳奉仕団	23	153	176
	日赤三重無線奉仕団	47	5	52
	三重県赤十字安全奉仕団	42	68	110
	三重県赤十字たすけあい奉仕団	9	13	22
	三重県赤十字てのひら奉仕団	2	41	43
	伊勢赤十字病院奉仕団	0	132	132
	日赤三重県支部救護ボランティア	54	49	103
	三重県青少年赤十字賛助奉仕団	16	6	22
	小 計	193	467	660
合 計		389	2,616	3,005

- 令和2年度以降、新規奉仕団の結成により、各市町に結成される地域奉仕団は29市町のうち16市町となりましたが、組織率でみると全国的に低い状況であります。地域に根差した赤十字活動のさらなる推進のため、県内における地域奉仕団の組織率の向上及び活性化を図る必要があります。



- 赤十字ボランティア（奉仕団）は、地域奉仕団・青年奉仕団・特殊奉仕団から成り立っており、各奉仕団の活動は、多種多様となっています。各奉仕団の活動状況を把握し、主体的な活動が継続できるよう地域や関係団体と連携しながら支援の強化を図る必要があります。

- 奉仕団の資質向上のため、研修体制を充実させるとともに、ボランティアの立場から中心的な指導者としての役割を担う支部指導講師の確保を図る必要があります。

- 三重県支部では、施設の老朽化と災害時の拠点確保のために、社屋の整備が検討されています。災害時における赤十字奉仕団の活動に関心が高まっていることから、社屋整備を契機とし、事業の再構築と奉仕団の研修体制について検討する必要があります。

○ 取組内容 ○

1. 奉仕団の体制強化

（1）地域との連携

各団の状況を把握し、地区分区と情報共有するとともに、それぞれの地域や社会課題の解決に向けた奉仕団活動の支援を行います。

（2）奉仕団員の確保

既存の奉仕団については、団員の高齢化や減少などの要因により、組織の弱体化が懸念されています。若年層団員の確保ため、広報誌やマスメディア、SNS等により、各奉仕団の活動を広く周知するとともに、県内の大学と連携し、組織力を生かした奉仕団主体の地域活動の強化に努めます。また、地域奉仕団のない市町については、各地区分区と連携を図り、新たな奉仕団づくりに努めます。

2. 奉仕団活動の活性化

（1）活躍の場の拡大

地域のニーズを把握し、それに合わせた赤十字活動の普及・会員増強活動・講習普及等を行う

ことにより、各地域コミュニティにおける自助・共助の仕組みづくりの一端を担います。

- ①近年、激甚化、頻発化する自然災害等に備えるため、赤十字防災セミナーや炊き出し訓練等を実施し、地域での防災活動の力を高めます。
- ②一人暮らし高齢者や生活に不便を感じる外国人など、それぞれの地域の特性に応じた支援活動が求められています。そのニーズに即した社会活動が展開できるよう検討していきます。
- ③令和6年度夏の三重県支部社屋の移転整備を契機に、新たな社屋を利用した奉仕団の活動メニューを検討し活躍の場の拡大を図ります。



(非常通信訓練への参加)



(炊き出し活動)

(2) 青少年赤十字加盟校・園との連携

青少年赤十字加盟登録校・園と連携し、活動ができる仕組みづくりに着手します。

(3) 情報共有体制の強化

奉仕団同士が活動状況や優良事例等を共有し、職員が奉仕団をサポートするための体制・機能の強化に資するため、奉仕団の活動状況の把握・分析ができる仕組みづくりに着手します。

(4) 資機材の配備

各奉仕団の主体的な活動を支援するため、活動助成金の交付や資機材を配備します。

3. 研修体制の強化

(1) 研修体制の充実

奉仕団の資質向上を図るため、各種研修体制・内容を見直し充実させるとともに、本社及びブロック開催の研修会等への参加を支援します。

また、地域社会の担い手である各奉仕団員に対して、赤十字各講習会の受講を促進し、各地域における主体的な活動に繋げるよう支援します。



(ボランティア研修のようす)

(2) 支部指導講師の育成

研修内容の充実のためには、赤十字に対する深い理解と優れた知識・技術・経験を有するスタッフの確保が不可欠です。

赤十字ボランティアとして豊富な経験を有している者や、指導的な立場にあった者等の中から、ボランティアの指導・研修を行う支部指導講師を育成し、奉仕団研修会での活動に向けた仕組みづくりに着手します。

6. 令和5年度主な会議・研修等計画について

区分	行事名	開催場所	時 期
本社	赤十字ボランティア・リーダー研修会	国立オリンピック記念センター	8 月
	赤十字奉仕団中央委員会	本 社	5 月
	青年赤十字奉仕団全国協議会	本 社 (WEB 開催)	5 月 2 月
	全国青少年赤十字賛助奉仕団協議会総会	本 社	7 月
	赤十字奉仕団支部指導講師研修会	本 社	2 月
	YABC 研修	本 社	3 月
ブロック	青年赤十字奉仕団代表者及び支部担当国会議	福井県	6 月
	青少年赤十字賛助奉仕団連絡協議会	長野県	6 月
	赤十字奉仕団委員長並びに担当国会議	岐阜県	9 月
支部	地域奉仕団連絡協議会	津 市	6 月
	赤十字奉仕団三重県支部委員会	津 市	6 月
	赤十字ボランティア・リーダーシップ研修会	津 市	6 月
	赤十字ボランティア基礎研修会	津 市	12 月
	赤十字防災セミナー	各地域	随時
他県	HIV/AIDS ピアリーダー研修会	京都府内	未定

9. 赤十字会員の増強と活動資金の募集～赤十字運動基盤の強化のために～

めざす姿

赤十字活動を今後も継続的に展開していくためには、赤十字会員の増強と活動資金の安定確保を図っていくことが極めて重要です。近年、地区区分扱いの活動資金は、人口減少や自治会未加入世帯の増加等により逡減傾向にあります。このため、引き続き地区区分扱いの活動資金の維持・増強が図られているとともに、環境の変化に応じた多様な活動資金確保への取り組みが推進されています。

○ 現状と課題 ○

■ 毎年5月を「赤十字運動月間」として全国一斉に会員増強運動を展開しています。本年度も、地区・分区をはじめ、自治会、町内会、赤十字奉仕団、有功会等関係者のご協力を得ながら、会員制度の普及と会員募集に積極的に取り組みます。その会員募集の枠組みを第一としていますが、活動資金募集額は逡減傾向にあります。そのため、地区・分区との協力体制の推進及び連携を強化し、地区区分扱いの活動資金の維持・増強を図る必要があります。

■ 活動資金協力総額に占める法人分の構成比は、全国 13.6%（令和3年度実績）に対し、7.5%に留まっています。そのため、赤十字運動に理解を示す企業・団体や赤十字活動を財政的に支援する目的で組織された三重県支部有功会※1 と連携するとともに、法人会員の増強を図る必要があります。

※1 有功会・・・日本赤十字社の有功章※2 を授与された個人及び法人の有志の方々により構成された赤十字の支援団体

※2 有功章・・・赤十字活動資金に対して、多額のご協力をいただいた個人及び法人を顕彰するための表彰制度（銀色有功章は、20万円以上、金色有功章は、50万円以上）

■ 日本赤十字社の社員制度は、博愛社設立（明治10年）当時から始まり、昭和61年から1世帯500円の寄付をお願いしてまいりました。平成29年の制度改正により、社員から会員に改めるとともに、2,000円以上のご支援してくださる個人・法人の方々を赤十字会員としました。従前から1世帯あたり500円を目安として協力をいただいていたが、2,000円未満の方々は協力会員と定義されました。

令和3年度実績では、個人・法人を合わせた赤十字会員数は2,012人にとどまり、また1世帯あたりの平均協力額は、420円台になっています。そのため、赤十字会員や協力会員の普及を図るとともに、1世帯平均協力額の増強に向けた取組を推進する必要があります。

■ 地域コミュニティ（自治会、町内会等）は、人口減少に加えて、人々の意識や生活スタイルの変化も重なり、自治会加入率の低下や近所付き合いの希薄化が進み、コミュニティ組織の衰退が懸念されています。そのため、SNSを活用した広報や新たな寄付方法を検討する必要があります。

ます。

- 近年、財産を寄付することへの関心が高まっています。そこで、日本赤十字社では、このような尊い思いに応えるために、「遺贈・相続財産寄付」の受付を承っております。そこで、「遺贈・相続財産寄付」の専門家（税理士・弁護士・司法書士・行政書士・金融機関等）との連携を強化するとともに、広報展開をする必要があります。

○ 取組内容 ○

赤十字会員の増強と活動資金の募集については、三重県支部社屋の移転整備を契機として、当施設が竣工する令和6年度に向けて令和4年度からの3ヶ年を重点取組期間と位置づけ、赤十字活動の普及に努めるとともに、会員増強に向けた取組について、地区分区をはじめ有功会等と連携して強力的に推進します。

1. 赤十字会員の普及

日本赤十字社法第4条において「日本赤十字社は社員※をもって組織する」と明記されています。

赤十字会員は、赤十字事業の趣旨に賛同し、年額2,000円以上のご支援してくださる個人・法人の方々です。その赤十字会員と1世帯500円の寄付を基本とする協力会員から拠出される会費が三重県支部の重要な事業財源になっています。

そこで、地区・分区をはじめ、自治会、町内会、赤十字奉仕団、有功会等関係者のご協力を得ながら、赤十字会員と協力会員の募集について積極的に取り組みます。

※社員・・・日本赤十字社定款において「会員をもって日本赤十字社法上の社員とする」明記されています。

三重県支部支援者の定義

	名称	社法上の社員の位置づけ	定 義	金 額	権 利	加入形態	籍の管理保管
赤十字活動資金協力者	会員	社 員	本社の目的に賛同し、活動を支援し運営に参画する個人、法人（運営に参画する支援者）	2,000円以上	社 法 上 の 権 利 を 有 す る	継続的加入	支部において社員籍を台帳管理する
	協力会員	社員以外の支援者	本社の目的に賛同し、活動を支援する個人、法人又は団体（幅広い支援者）	500円以上 2,000円未満	社 法 上 の 権 利 を 有 し な い	単年度加入	支部及び地区・分区において証憑として定められた期間、適切に保管する
	寄付者		定義なし ※例）匿名による資金協力継続性のない資金協力現物寄贈など	寄付者の金額は問わない			

2. 地区分区との協力体制の推進

地域の実情に即した効果的な赤十字活動や広報等を展開していくためには、地区・分区との連携強化が必要となります。このため、赤十字会員増強運動対策会議等の会議や地区・分区訪問を通じ、地域の活動資金募集の現状や問題点を的確に把握し、地区・分区との連携を強化する中で、地域に

合った活動資金募集の対応策を提案するなど、地区・分区における赤十字事業の推進を図ります。

平成6年度までの3か年の社資増強重点取組期間において、1世帯あたり500円を目安とした活動資金の募集について、特に注力して取り組みを進めます。

3. 企業・団体等との連携強化

一般社資募集額が人口減少等に伴い、逡減傾向にある状況で、法人会員の増強を図る必要があります。令和6年夏に開設をめざしている社屋の移転整備を契機として、社屋の移転整備にかかる3ヶ年活動資金確保計画に基づき、赤十字運動に理解を示す企業・団体等には赤十字事業の説明や講演などを行うとともにさらに連携を強化します。

4. 有功会との連携強化

有功会は、日本赤十字社の金色・銀色有功章受章者の有志の方々により組織され、赤十字活動を支援する団体です。

三重県支部は、社屋の移転整備を契機として、有功会との連携を強化します。さらに、活動内容の充実等を通じて、会員はもとより、有功章を受章された未加入の方々への参加を求め、会の主目的である「仲間づくり運動」を積極的に推進します。

5. 赤十字活動資金の確保対策

赤十字事業の充実を図っていくためには、活動資金の安定的確保が不可欠ですが、近年、活動資金募集額は逡減傾向にあります。

このような状況を踏まえ、これまでの町内会や自治会経由の活動資金募集を基本としつつ、口座振替やクレジットカード決済といった非接触型寄付により、町内会・自治会未加入世帯や若年層に対するアプローチを行うとともに、法人会員の獲得のため、ダイレクトメールの推進や、ロータリークラブなどの団体との連携強化等を推進します。

(1) 自治会未加入世帯等に対する対応

- ①ホームページへの記事掲載や、Twitterへの投稿など、Webツールを活用した取り組みを行うことで、赤十字が身近に感じられるよう努めます。
- ②新聞やフリーペーパーに赤十字の記事を掲載し、活動資金への寄付を呼びかけます。
- ③寄付者の利便性を考慮した自動引き落としやインターネットを利用したクレジットカード決済による非接触型の寄付方法を推進します。

(ホームページからの寄付)

- (2) 赤十字会員に対して、会員誌「Cross Com Book」を年2回送付し、赤十字の情報を提供し活動資金への継続的な支援をお願いしています。

(3) ダイレクトメールを活用した活動資金募集を重点的に強化し、赤十字事業への理解促進と新たな赤十字会員の獲得を図ります。

6. 令和5年度活動資金目標額

寄付者の意識・考え方の変化、多種多様な NGO や NPO の台頭など、赤十字活動を支える活動資金の募集を取り巻く環境は年々厳しくなっています。

しかしながら、今後も、日本赤十字社が「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という強い使命をもって、時代と共に変化する社会の課題やニーズに柔軟に対応し、より多くの会員の理解・協力を得ながら、更なる赤十字運動の推進を図る必要があります。

令和5年度の活動資金目標額は、前年度と同額の2億8,200万円と設定し、地区・分区及び自治会など関係機関の理解と協力を得ながら目標額の確保に努めます。

予算区分 募集区分	一般社資額 (前年度額)	法人社資額 (前年度額)	計
地区分区募集額	238,805千円 (239,045千円)	10,000千円 (10,000千円)	248,805千円 (249,045千円)
支部募集額	20,195千円 (19,955千円)	13,000千円 (13,000千円)	33,195千円 (32,955千円)
計	259,000千円 (259,000千円)	23,000千円 (23,000千円)	282,000千円 (282,000千円)

7. 遺贈・相続財産寄付の推進

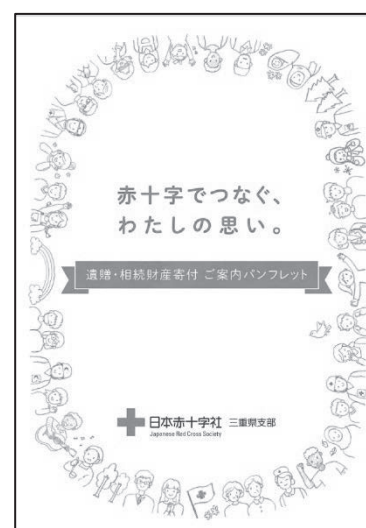
近年、「自分が築いた財産を社会のために役立てたい」「故人の遺産を社会のために役立ててほしい」といった尊いお申し出が増えています。

日本赤十字社は、このような尊い思いに応えるために遺贈・相続財産寄付の受け入れの推進を行っています。

(1) 遺贈に関する協定を締結している株式会社百五銀行・株式会社三十三銀行との連携を強化し、遺贈の円滑な実現を推進します。

(2) 「遺贈・相続財産寄付のご案内パンフレット」を活用し、税理士会、弁護士会、司法書士会、行政書士会、金融機関等を通じた協力を呼びかけます。

(3) 遺贈・相続財産寄付に関心を持っていただいた方に対し、定期的な情報提供を行います。



(案内パンフレット)

10.赤十字の普及と広報活動の推進～赤十字をもっと知っていただくために～

めざす姿

赤十字の理念や活動、さらに事業の根幹である赤十字会員の増強と活動資金の安定確保のため、赤十字をより身近に知っていただくことに重点をおいたわかりやすい広報が展開されています。

○ 現状と課題 ○

- 赤十字運動月間やNHK 海外たすけあいキャンペーン等は、マスメディアを活用した広報展開をしています。より幅広い世代に赤十字への理解者や支援者の増加させるためには、積極的にマスメディアに赤十字活動の情報を提供し、メディアへの露出機会を増やす必要があります。
- 三重県支部は、赤十字の理念と事業を県民に広く普及するために「赤十字運動月間チラシ」、「日赤みえ」等の広報資材を作成しています。それらの配布方法や配布にかかる財源の問題など多くの課題があります。そこで、地区・分区と連携した広報活動を検討する必要があります。
- 赤十字の理念と事業を県民に広く普及するため、三重県支部が発行する「赤十字運動月間チラシ」、「日赤みえ」等を通し赤十字事業や活動資金の使途についての情報提供に努めるとともに、紙面の内容とデザインについて検討する必要があります。
- 赤十字活動の推進や赤十字会員等の増強、さらに活動資金の安定確保のためには、赤十字運動へのさらなる理解と共感が重要となります。地区・分区と連携し、自治会、町内会等に赤十字活動に共感し協力いただけるような広報活動を強化する必要があります。またそれに加え、自治会未加入世帯や若年層に対する取り組みを強化することが重要です。そのため、ホームページやTwitter を活用し広報機能の充実強化を図る必要があります。
- 赤十字の活動は、それぞれの地域で実施されることから、赤十字と地域とのかかわりは密接なつながりがあります。そのため、地区・分区等が主催する地域のイベントに積極的に参加し、広報活動の強化を図る必要があります。
- 三重県支部では、施設の老朽化と災害時の拠点確保のために、社屋の整備が進めています。社屋整備を契機として県民に親しまれる社屋となるよう広く広報する必要があります。

○ 取組内容 ○

1. 赤十字の普及

赤十字の理念と事業を県民に広く普及するため、ニュースリリースの積極的な配信によるメディアアプローチに加え、広報誌の発行やホームページ、SNS を通じた情報発信に注力します。

また、赤十字運動月間キャンペーンを中心とした各キャンペーン展開やイベントにより、赤十字運動への参画推進（会員・寄付者・ボランティアの拡大など）へとつなげていきます。

（1）キャンペーンによる広報

①赤十字運動月間（5月1日～31日）

毎年5月は「赤十字運動月間」として全国一斉に会員増強運動を展開します。キャンペーン期間中は、マスメディアの協力を得て、赤十字に関連するイベント等を実施します。三重県支部においても、地区・分区、自治会、町内会等の協力に加え、各種広報活動を通して赤十字の理解者を増やし、新たな支援につなげるよう努めます。

②ACTION！防災・減災（9月1日～30日、3月1日～31日）

③NHK 海外たすけあいキャンペーン（12月1日～25日）



（商業施設での NHK 海外たすけあい啓発活動）

2. マスメディアを活用した広報の強化

（1）広報CMスポット放送

日本赤十字社では、主要放送局（キー局）でのテレビCMを放映し、認知獲得等をはかるとともに、寄付未経験の方でも、今後寄付に対する意識が醸成された時に日本赤十字社が選ばれるような長期的なコミュニケーション戦略を実施します。

三重県支部においても、本社が作成した広報CMスポットの放送を地元テレビ局、ラジオ等で実施し、県内に向けて幅広く広報します。

①三重テレビ放送

②ケーブルテレビ放送

③FM三重放送



（テレビ番組での活動PR）

（2）ニュースリリースによる広報活動

県政記者クラブを通じて県内マスメディアへのニュースリリースを発信し、テレビ、新聞等に赤十字の活動を取り上げてもらえるよう努めます。

3. 赤十字月間資材の活用

- (1) 自治会を通じて、赤十字会員増強運動月間の依頼用チラシの配付
- (2) 各地区分区の自治会での月間ポスター掲示
- (3) 月間リーフレットの配付
- (4) 広報啓発用ティッシュの配付



(赤十字運動月間ポスター)

4. 広報誌等を活用した広報の強化

「赤十字運動月間チラシ」、広報誌「日赤みえ」等を発行し、赤十字会員や県民の皆さんに対し、その広報活動により赤十字事業や活動資金の使途についての情報提供に努めます。

- (1) 月間チラシの発行
- (2) 広報誌「日赤みえ」の発行
- (3) 赤十字会員へ会員誌「クロスコムブック」の送付
- (4) 赤十字救急法等講習案内パンフレットの発行

5. ホームページや SNS を活用した広報の強化

将来赤十字の支援者となり得る若年層をターゲットに、赤十字活動への関心を抱くようホームページや Twitter により日々の赤十字活動を発信します。

6. 地区・分区と連携した広報の強化

地区・分区等と連携し、各地域に広く赤十字活動を周知します。

- (1) 各市町へのバナーリンクの設置や広報誌の配布
- (2) 地区・分区等が開催する地域イベントへ参加

多くの参加者に赤十字の活動についてイベントを通して周知し、赤十字への理解や支援につながる取り組みを行います。

- (3) 各地区分区での横断幕、のぼりの掲出



(地域イベントブースへの出展)

7. 三重県支部社屋の移転整備を契機としての取り組み

令和6年夏に新築移転する社屋は、休日に市民が集い憩う中勢グリーンパークと、利便性に優れた位置にある環境を活かして、隣接する三重県赤十字血液センターと共に、県民から愛され、親しまれる施設を目指します。

- (1) 情報展示スペースの活用

社屋内に設置する情報展示コーナーでは、防災情報の発信や防災減災情報の展示が行えるよう検討を図ります。

(2) 血液センターとの連携強化

同一敷地内のメリットを活かし血液センターとの共同で赤十字イベントを企画するとともに、連携した広報を実施できるよう検討します。

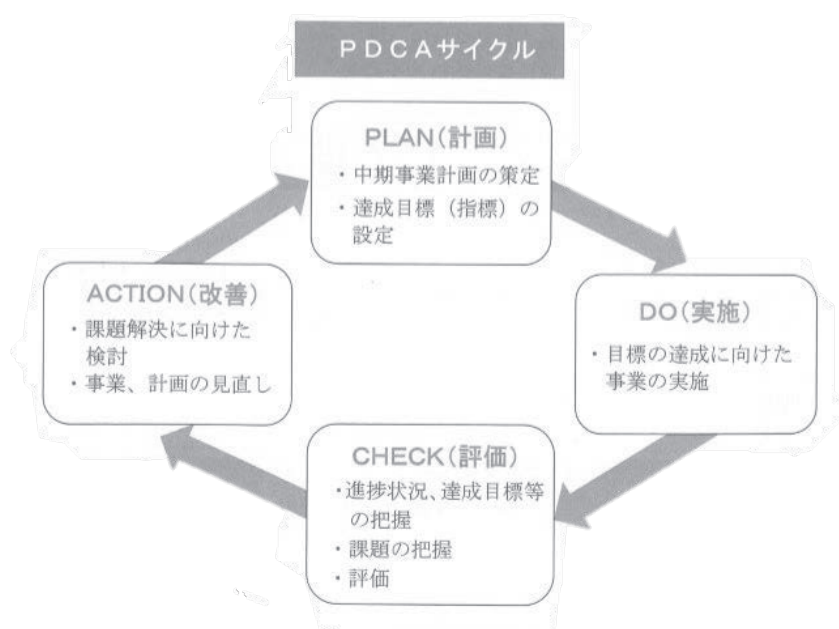
(3) 三重県支部創立 135 周年記念事業

令和 6 年に日本赤十字社三重県支部創立 135 周年を迎えることから、周年記念と絡めた赤十字イベントや広報活動が実施できるよう検討を図ります。

11. 事業実施体制等の推進 ～日赤の「めざす姿」を実現するためのしくみづくり、人づくり～

めざす姿

長期ビジョンに示された事業展開を支えていく事業実施体制や仕組みの構築、職員の意識・社内風土の醸成、さらに PDCA サイクルによる事業展開の精度向上を図ることで、長期ビジョンの達成に向けた取り組みが推進されています。



○ 現状と課題 ○

- 長期ビジョンや第二次中期事業計画の目標と連動した事業計画を策定します。また、より迅速な経営判断、各事業における課題に対して限られた予算の中で、取り組みや事業の改善・進化を図り、より効果的な事業の実施を行うとともに制度向上に努めます。

また、事業計画等における各事業項目と予算を連動させ、事業の達成度の確認、適正な財務管理を行う必要があります。

- 三様監査（監事及び監査委員による監査、監査法人等による会計監査、本社監査部門による内部監査）を実施しています。会員や社会に対する説明責任をより一層果たすとともに、日本赤十字社への理解と信頼性の向上を図る必要があります。

- 長期ビジョンの行動指針に掲げる「被支援者の側に立った想像力の発揮」と「選択と集中の徹底」を基本姿勢として位置づけて職員へ浸透させるとともに、日本赤十字社を取り巻く環境や置かれている現状を正確に理解し、必要な変革・転換・チャレンジに挑む職員の意識向上に取り組む必要があります。

また、三施設で共通する人材育成計画（プラン）を明確にすることで、職員が将来の目標に向

けて取り組むべき業務や将来像を具体化することにより、職員自身が業務遂行へのモチベーションをアップさせるための制度を策定する必要があります。

- 職員一人ひとりが法令や社内規則の遵守を意識して行動するとともに、職員が働きやすい職場環境を実現し、社会からの期待と信頼に応えていくため、コンプライアンス推進を図る必要があります。

- 現在、三重県支部が入居している合同ビルは建築後 50 年以上が経過しており、施設の老朽化が課題となっています。現在の社屋では巨大地震による損壊の被害が回避できない可能性が高く、大規模災害時に事業継続が極めて困難となる事態が予想されます。

このような状況を踏まえ、三重県赤十字血液センターが今回、移転整備を行うのに合わせて、三重県支部としても同一敷地内に支部社屋、災害救護支援センター、救護用物資倉庫、救護用車両倉庫の移転整備を行う必要があります。

○ 取組内容 ○

1. PDCA の精度向上

日本赤十字社を取り巻く環境や置かれている現状を正確に理解するとともに、既存事業の成果や事業の達成度を事業計画や予算等と常に確認し、PDCA サイクルの精度向上を図ります。

2. 監査機能の強化

日本赤十字におけるガバナンスの強化に向けた監査機能の強化を図ります。

- (1) 支部監査委員による監査の実施
- (2) 監査法人等による会計監査の実施
- (3) 本社監査部門による内部監査の実施
- (4) 監査指摘事項への見直し・改善

3. 人材育成

日本赤十字社の職員として、赤十字の使命と自覚をもって、環境の変化や多様な社会ニーズに的確に対応し、県民から寄せられる期待や信頼に応えて業務を執行できるよう、赤十字事業を担う人材を育成する必要があります。

また、職員の能力や適性に応じた人材育成計画（プラン）に対するガイドラインに沿い、職員の将来の目標に向けてさまざまな業務を経験させ、次の階層に上がるための知識やスキルを身に付けることができる制度を整え、職種や階層に応じて適切なタイミング、内容の研修を企画します。

- (1) 人材育成計画（プラン）の策定

人事交流推進委員会で三施設で共通した人材育成計画（プラン）を策定します。

(2) 階層別研修

役職・職務階層に必要な知識習得や能力開発を目的に実施します。

- ①新規採用職員研修
- ②中堅職員研修
- ③新任係長級職員研修
- ④新任課長級職員研修

(3) 職能別・課題別研修

階層・職種にとらわれず、特定のテーマや課題に関する知識を習得することを目的に実施します。

4. コンプライアンス推進に向けた取り組み

ハラスメント防止の職場風土が醸成され、事案が発生した際には、迅速かつ適切に対応できる状態を目指し、ハラスメント対応の強化や、そのための適切な研修を実施します。

5. 災害対応能力の強化を図るための支部社屋の移転整備

三重県支部としては、現有施設の老朽化に対応するとともに、災害時の拠点を早急に確保するという観点から、三重県赤十字血液センターが令和5年度末に津市内陸部への移転整備を行うのに合わせて、同一敷地内への社屋の移転整備を行います。

施設は、大規模災害時には災害対応の拠点として、全国から参集する救護班等の要員の活動拠点、資器材の補充等の機能を充実させた受援体制の整備を図る必要があります。

また、平時から県民に開かれた施設としていくために、県民から愛され、親しまれる施設として活用することを目指し、三重県、地区・分区等と連携し、県民等を対象とした、防災情報の発信や防災・減災教育等の研修に活用します。



(左側：日本赤十字社三重県支部社屋・災害救護支援センター、右側：三重県赤十字血液センター)

(1) 整備予定地

津市あのと台「中勢北部サイエンスシティ」の区域内

(2) 規模

①敷地面積：約 4,501 m²

②建物：延床面積 約 1,243 m²

(3) 移転整備内容

支部社屋、災害救護支援センター、救護用物資倉庫、救護用車両倉庫

(4) 整備のスケジュール

同一敷地内で整備計画が先行する三重県赤十字血液センターの移転整備にかかる工事の進捗状況を踏まえ、できる限り連携を図りながら、令和6年度夏の完成、業務開始を目指して整備を進めていきます。

令和4年度	用地取得、基本設計、実施設計
令和5年度	入札、工事施工
令和6年度	工事施工、竣工、開設、事業開始



(日本赤十字社三重県支部社屋、災害救護支援センター)

12. 事業推進のための会議の開催

1. 評議員会の開催

赤十字関係3施設（支部、病院、センター）の事業計画・予算、事業報告・決算等について審議するため、評議員会を年2回開催します。

（1）第1回（令和5年6月）

- ①令和4年度日本赤十字社三重県支部（支部・病院・センター）事業報告並びに、一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出決算等に関する件
- ②その他重要な業務に関する件についての審議

（2）第2回（令和6年2月）

- ①令和6年度日本赤十字社三重県支部（支部・病院・センター）事業計画並びに、一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出予算等に関する件
- ②その他重要な業務に関する件についての審議

2. 参与会議の開催

支部の事業計画及び会員増強・活動資金の募集について、地区分区の連合自治会長等から意見を聴取するために参与会議を開催します。

（1）令和5年12月

- ①令和6年度日本赤十字社三重県支部の事業計画等に関する件
- ②令和6年度会員増強・活動資金の募集運動について
- ③その他重要な業務に関する件について



（評議員会）



（参与会議）

14. 令和5年度予算

1. 一般会計歳入歳出予算（日本赤十字社三重県支部）

歳 入				
科 目	5年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A) - (B)	(A) の内訳
	千円	千円	千円	千円
社 資 収 入	282,000	282,000	0	一 般 社 資 収 入 259,000 法 人 社 資 収 入 23,000
補助金及び交付金収入	3,097	2,460	637	補 助 金 及 び 交 付 金 収 入 3,097
繰 入 金 収 入	239,269	128,100	111,169	資 金 繰 入 金 収 入 239,269
資 産 収 入	0	0	0	資 産 収 入 0
雑 収 入	2,967	2,991	-24	負 担 金 収 入 等 2,957 雑 収 入 10
前 年 度 繰 越 金	31,340	27,337	4,003	前 年 度 繰 越 金 31,340
計	558,673	442,888	115,785	558,673

歳 出				
科 目	5年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A) - (B)	(A) の内訳
	千円	千円	千円	千円
災 害 救 護 事 業 費	41,639	51,653	-10,014	災 害 救 護 指 導 事 業 費 22,559 災 害 救 護 装 備 費 6,060 非 常 災 害 救 援 物 資 整 備 費 3,200 救 護 看 護 師 指 導 養 成 費 9,820
社 会 活 動 費	67,670	69,845	-2,175	救 急 法 等 普 及 費 等 22,728 奉 仕 団 活 動 費 15,148 青 少 年 赤 十 字 活 動 費 17,173 医 療 事 業 費 5,307 血 液 事 業 費 7,314
国 際 活 動 費	1,610	1,601	9	国 際 救 援 活 動 費 1,610
指 定 事 業 地 方 振 興 費	4,000	4,000	0	指 定 事 業 地 方 振 興 費 4,000
地 区 分 区 交 付 金 支 出	44,986	45,029	-43	地 区 分 区 交 付 金 支 出 44,986
社 業 振 興 費	31,915	29,611	2,304	社 業 振 興 費 18,400 広 報 活 動 費 13,515
積 立 金 支 出	22,365	25,764	-3,399	災 害 等 資 金 積 立 金 15,850 施 設 整 備 準 備 資 金 積 立 金 0 退 職 給 与 資 金 特 別 会 計 積 立 金 支 出 6,515
総 務 管 理 費	32,244	34,766	-2,522	評 議 員 会 等 諸 費 467 総 務 管 理 費 30,932 監 査 費 845
資産取得及び資産管理費	266,544	135,819	130,725	資 産 取 得 及 び 資 産 管 理 費 266,544
本 社 送 納 金 支 出	40,500	40,500	0	本 社 送 納 金 支 出 40,500
予 備 費	5,200	4,300	900	予 備 費 5,200
計	558,673	442,888	115,785	558,673

2. 継続費（令和4年度～6年度）

事 業 名	款／項目	総額	年 割 額			
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		千円	千円	千円	千円	千円
社 屋 移 転 整 備	支部費/ 資産所得及び資産管理費	752,480	126,500	255,189	370,791	—

2. 医療施設特別会計歳入歳出予算（伊勢赤十字病院）

1 収益的収入及び支出

(収 入) (単位:千円)

科 目	令和5年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A) - (B)	(A) の 内 訳
第1款 病 院 収 益				
第1項 医 業 収 益	24,792,734	24,140,293	652,441	入院診療収益・外来診療収益・保健予防活動収益・受託検査収益等
第2項 医業外収益	419,249	527,295	△ 108,046	受取利息・補助金等収益・ その他の収入（不動産貸付収益・駐車場収益等）
第3項 医療社会事業収益	1,305	1,438	△ 133	
第4項 付帯事業収益	0	475,838	△ 475,838	老人保健施設収益
第5項 特 別 利 益	0	0	0	
合 計	25,213,288	25,144,864	68,424	

(支 出) (単位:千円)

科 目	令和5年度予算額	前年度予算額	比較増減	
第1款 病 院 費 用				
第1項 医 業 費 用	25,977,440	24,588,052	1,389,388	材料費・給与費・委託費・設備関係費・研究研修費・経費
第2項 医業外費用	141,288	151,060	△ 9,772	支払利息・看護師等委託養成費・本部繰出金等
第3項 医療奉仕費用	157,828	147,045	10,783	医療社会事業費用・社会活動費
第4項 付帯事業費用	0	565,947	△ 565,947	老人保健施設費用
第5項 特 別 損 失	7,718	104,882	△ 97,164	固定資産除却損・固定資産売却損
第6項 法 人 税 等	362	0	362	法人税、住民税及び事業税負担額
第7項 予 備 費	30,000	30,000	0	
合 計	26,314,636	25,586,986	727,650	

収 支 差 額 △ 1,101,348 千円

2 資本的収入及び支出

(収 入) (単位:千円)

科 目	令和5年度予算額	前年度予算額	比較増減	
第1款 病 院 収 入				
第1項 固 定 負 債	0	0	0	
第3項 その他資本収入	2,125,836	1,937,446	188,390	
合 計	2,125,836	1,937,446	188,390	

(支 出) (単位:千円)

科 目	令和5年度予算額	前年度予算額	比較増減	
第1款 病 院 費				
第1項 固 定 資 産	941,000	727,630	213,370	
第2項 借入金等償還	1,184,836	1,209,816	△ 24,980	
合 計	2,125,836	1,937,446	188,390	

3 予算の積算基礎となる患者数

(単位:人)

科 目	令和5年度予算額	前年度予算	比較増減	
外来患者数	年 間	242,000	238,140	3,860
	1日平均	1,000	980	20
※入院患者数 (入院患者延数)	年 間	209,856	198,240	11,616
	1日平均	575	543	32

(単位:円)

外来診療単価	1日1人当たり	29,500	27,500	2,000	
入院診療単価 (※による)	1日1人当たり	82,000	86,145	△ 4,145	

案内略図

1. 三重県支部

	住所：〒514-0004 三重県津市栄町1-891 TEL: 059-227-4145 (代表) FAX: 059-227-6245
--	--

2. 伊勢赤十字病院

	住所：〒516-8512 伊勢市船江1丁目471-2 TEL: 0596-28-2171 (代表) FAX: 0596-28-2965
--	---

3. 三重県赤十字血液センター

	住所：〒514-0003 三重県津市桜橋2-191 TEL: 059-229-3580 (代表) FAX: 059-229-3589
--	--

令和5年度事業計画書

発 行 令和5年3月1日

発行元 日本赤十字社三重県支部

住所 三重県津市栄町1-891

TEL 059-227-4145(代表)